

埼玉県介護施設SAFE協議会 設置要綱

令和4年9月6日制定
令和5年1月31日改定

1 設置趣旨・目的

介護施設における休業4日以上労働災害が年々増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症による労働災害のほか、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」という。）が増加し、これら行動災害が、新型コロナウイルス感染症による労働災害を除いた労働災害全体の約7割という状況にある。

また、転倒災害では約半数が骨折などを伴う休業1か月以上の災害であり、中には後遺症を伴う重篤な災害も発生しており、その影響は人材の定着、育成等の企業の経営活動にも影響を及ぼすことから、その対策が喫緊の課題となっている。

本会議は、行動災害の予防対策等による働きやすい介護施設づくりが、利用者の利用したい介護施設づくりにつながるものととらえ、安全衛生に対する意識啓発、自主的な安全衛生活動の定着を図ることを目的とする。

2 実施事項

- (1) 構成員の安全衛生方針の策定
- (2) 構成員の安全衛生計画（現状把握、取組方針、目標の設定）の共有
- (3) 計画に基づき実施した安全衛生活動の評価・改善のフォローアップ
- (4) 働きやすい介護施設づくりに関する情報共有・情報交換
- (5) 行動災害防止対策や健康づくりに関するセミナー
- (6) SAFEコンソーシアムへの参加・アワードへの応募
- (7) 安全衛生活動を支援する事業者との連携

3 構成員

埼玉県内の介護施設で参加申込みのあった事業者

4 会議の開催及び運営

年2回の開催とし、会議の事務局は埼玉労働局労働基準部健康安全課が行う。

5 その他留意事項

その他会議の運営に必要な事項は、構成員の議論を経て決めることとする。